

# 三原市工場等立地促進制度

区分	奨励金制度	対象地域・団地	設備投資及び新規雇用の規模等	奨励金額（算式）	限度額
土地	土地取得奨励金	県営産業団地	<p>【新設・増設】※試験研究施設を含む 投下固定資産総額：2億円以上（中小企業者は1億円以上） 新規雇用者数：20人以上（中小企業者は10人以上）</p>	<p>【三原西部工業団地（惣定地区）】 土地取得額×10% 【久井工業団地及び広島臨空産業団地】 土地取得額×5%</p>	なし
建物・設備	固定資産税相当額奨励金	次のいずれかに該当するもの ①工場立地法の規定により作成された工場立地調査簿に記載されている工場適地 ②都市計画区域内の工業専用地域、工業地域及び準工業地域 ③その他工場等の導入が適当であると市長が認める地域	<p>【新設】※試験研究施設を含む 投下固定資産総額：2億円以上（中小企業者は1億円以上） 常用労働者数：新規雇用20人以上（中小企業者は10人以上） ※試験研究施設は新規雇用うち技術者が10人以上 【増設】※試験研究施設を含む 投下固定資産総額：1億円以上（中小企業者は5千万円以上） 常用労働者数：増設前の常用労働者数を下回らないこと</p>	<p>対象となる3年間における各年度の固定資産税額に、次に掲げる割合を乗じた額 (1) 初年度：100/100 (2) 2年度目：75/100 (3) 3年度目：50/100</p>	1億円/年度
	生産設備投資額奨励金		<p>①延べ床面積が500㎡以上 ②設備投資及び新規雇用については、次の要件を満たすもの 【新設】※試験研究施設を含む 投下固定資産総額：2億円以上（中小企業者は1億円以上） 常用労働者数：新規雇用20人以上（中小企業者は10人以上） ※試験研究施設は新規雇用のうち技術者が10人以上 【増設】※試験研究施設を含む 投下固定資産総額：1億円以上（中小企業者は5千万円以上） 常用労働者数：新規雇用20人以上（中小企業者は10人以上） ※試験研究施設は新規雇用のうち技術者が10人以上</p>	設備投資額×5%	1億円
	環境配慮型設備設置奨励金		<p>【新設】※試験研究施設を含む 投下固定資産総額：2億円以上（中小企業者は1億円以上） 常用労働者数：新規雇用20人以上（中小企業者は10人以上） ※試験研究施設は新規雇用うち技術者が10人以上 【増設】※試験研究施設を含む 投下固定資産総額：1億円以上（中小企業者は5千万円以上） 常用労働者数：増設前の常用労働者数を下回らないこと</p>	環境配慮型設備設置費×50%	500万円
雇用	雇用奨励金		<p>【新設】※試験研究施設を含む 投下固定資産総額：2億円以上（中小企業者は1億円以上） 常用労働者数：新規雇用20人以上（中小企業者は10人以上） ※試験研究施設は新規雇用のうち技術者が10人以上 【増設】※試験研究施設を含む 投下固定資産総額：1億円以上（中小企業者は5千万円以上） 常用労働者数：新規雇用20人以上（中小企業者は10人以上） ※試験研究施設は新規雇用のうち技術者が10人以上</p>	<p>【市内在住の場合】 30万円/人 【市外在住の場合】 10万円/人  (中山間地域においては) 【市内在住の場合】 40万円/人 【市外在住の場合】 20万円/人</p>	2,000万円

【指定業種】(ア)電気機械器具製造業、(イ)精密機械器具製造業、(ウ)高い成長性が見込まれ、かつ、その製品が高付加価値であると市長が認める業種、(エ)その他産業の振興又は雇用の拡大につながるものとして市長が認める業種

【中山間地域】大和町、久井町、鷺浦町

## その他の支援策

### 地域未来投資促進法に基づく支援策

事業者が市内において、広島県の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づき、設備投資等を行う場合、対象となる建物・構築物・土地に課税される固定資産税を、3年間免除します。

(広島県に計画の承認を受けるためには)

「地域経済牽引事業計画」を作成し、着工前に県に申請し、承認を得ることが必要です。

(対象となる事業分野)

- (1)自動車, 一般機械, 鉄鋼・金属製品・電気製品及びその関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- (2)自動車関連産業等の技術を活用した医療関連産業における成長ものづくり分野
- (3)環境関連機器・装置の国内トップクラスの生産力を活用した環境・エネルギー(環境ビジネス)分野
- (4)自動車関連産業等の製造業の技術を起点とした産学官連携の取組を活用した第4次産業革命分野
- (5)瀬戸内が有する多島美や海の幸や柑橘類などの食資源など、幅広い観光資源を最大限に活用した新たな観光分野
- (6)豊かな自然環境やプロ球団等のスポーツ資源を活用したスポーツ分野

※「地域経済牽引事業計画」の承認に係る手続きについては、  
広島県商工労働局県内投資促進課(電話 082-223-5151)にお問合せください。

### 本社機能の移転・拡充に関する支援策

事業者が市内において、広島県の認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に基づき、本社機能等特定業務施設を移転・拡充する場合、対象となる建物・構築物・償却資産・土地に課税される固定資産税を、次の表のとおり3年間軽減します。

※特定業務施設とは

- ・「研究・調査部門」, 「情報処理部門」, 「研究開発部門」, 「国際事業部門」, 「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所
- ・研究所 ・研修所

(広島県に計画の認定を受けるための条件)

「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を作成し、着工前に県に申請し、認定を受けることが必要です。

(認定を受けるための条件)

- (1)整備する施設が特定業務施設の用に供すること。
- (2)特定業務施設の整備に係る実施区域が地域再生計画で設定する区域であること。
- (3)特定業務施設の整備に係る計画期間が地域再生計画の計画期間内であること。
- (4)整備する特定業務施設において、従業員が5人(中小企業者2人)以上増加すること。
- (5)移転型事業については、過半数が東京23区からの転勤であること、又は初年度に増加させる従業員の過半数、かつ、計画期間を通じて増加させる従業員の4分の1以上が東京23区からの転勤者であること。

事業	固定資産税率		
移転型(東京23区にある本社機能の移転)	3年間 0%		
拡充型(東京23区以外の本社機能の移転・新増設)	1年目 0%	2年目 0.467%	3年目 0.933%

※「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定に係る手続きについては、  
広島県商工労働局県内投資促進課(電話 082-223-5151)にお問合せください。